



滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例の全部を改正する条例 (滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例) 要綱案(概要)

地球温暖化の脅威が差し迫る中、**2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロ**の実現に向けて、原発が想定どおり稼働せず、将来の見通しも不透明な状況であることを認識しつつ、再エネ拡大と省エネにより化石燃料への依存からの脱却を図り、真の意味で持続可能な社会の構築につなげる一歩として条例を改正する。

条例の目的

CO₂ネットゼロ社会づくりに関する

- 基本理念、関係者の責務の明示
- 県の基本的施策や取組等を規定

↓

CO₂ネットゼロ社会づくりによる
現在・将来の県民の豊かさの確保

CO₂ネットゼロ社会の定義

温室効果ガス排出量実質ゼロ

地域の持続的な発展

↓

気候変動への適応

基本理念

- 社会構造の転換
- すべての者の主体的な参画
- 関係者の連携と協働
- 環境保全・県民生活向上・経済発展の統合的な推進
- 地域資源の有効利用による地域活性化

関係者の責務

県 総合的・計画的な施策の策定・実施
市町等との連携、県民等の活動促進

事業者 事業活動を通じた自主的かつ積極的な取組

県民 日常生活における自主的かつ積極的な取組

基本的施策

【CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画】

- 温室効果ガス排出量の削減目標
- 再生可能エネルギー導入目標
- CO₂ネットゼロ社会づくり施策・目標
(温暖化対策・エネルギー政策・気候変動適応策)

温室効果ガスの吸収量の目標

ほか

計画の推進基盤の整備

- 推進体制の整備
- 調査研究・関連産業の育成振興
- 情報提供・意見交換機会の確保等
- 県の率先実施(省エネ推進等)
- 取組指針の策定
- 環境学習の推進・専門的人材の育成
- CO₂ネットゼロに資する事務事業の企画等

CO₂ネットゼロ社会
づくり
審議会

各分野における取組

事業活動

CO₂ネットゼロへの挑戦と事業の成長・発展の両立を図る事業活動の促進

- 事業者行動計画(排出削減の取組・再エネ導入の取組等)の提出
- 事業者が取り組むよう努めるべき事項(エネルギー使用量の把握、省エネ製品等の使用、グリーン購入、廃棄物抑制、製品等の開発等、消費者への情報提供、カーボンクレジットの販売等)

自動車等

便利でよりCO₂排出の少ない交通

- 次世代自動車等の製造販売・購入等
- 自動車利用者等が取り組むよう努めるべき事項(自動車走行量の抑制、アイドリングストップ)
- 自動車輸送の合理化
- 自動車管理計画の提出

気候変動を緩和するための取組

日常生活

ムーブメント創出を通じた県民の主体的行動の喚起

- 県民等が取り組むよう努めるべき事項(エネルギー使用量の把握、省エネ製品等の使用、CO₂ネットゼロにも配慮したグリーン購入、廃棄物抑制、カーボンクレジット付き製品の選択等)

再生可能エネルギー等

CO₂フリーなエネルギーへの転換の加速

- 再生可能エネルギー等の積極的な利用
- 再生可能エネルギーの地産地消
- 再生可能エネルギー発電設備設置に当たっての環境への配慮等
- 水素エネルギーの利用の促進
- 再生可能エネルギー供給拡大計画の提出

まちづくり

建築物

快適でエネルギー効率の高い建築物の普及拡大

- 新築時等の建築物に係る省エネ性能の向上・再エネ利用等の排出削減の取組
- 県産材使用住宅・省エネ住宅等の普及
- 開発事業の立案段階の検討
- まちづくりの企画等に当たっての配慮

森林・農業等

CO₂ネットゼロにつながる持続可能な農林水産業

- CO₂ネットゼロに配慮した農業生産
- 農畜水産物の地産地消
- 森林の保全・整備等

気候変動に適応するための取組

- 適応策の推進
- 県民等への啓発
- 気候変動適応センターの機能確保